

山形県立こども医療療育センターは、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 入院基本料に関する事項

当センターの病棟では、1日に入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置し、交代で24時間看護を行っています。なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

## 東北厚生局山形事務所への施設基準の届出に関する事項

### 【基本診療料に関する事項】

- ・障害者施設等入院基本料 7対1入院基本料（15歳以上）
- ・小児入院医療管理料5（15歳未満）
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・診療録管理体制加算2
- ・データ提出加算1・3
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・医療的ケア児（者）入院前支援加算

### 【特掲診療料に関する事項】

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ・運動器リハビリテーション料（I）
- ・障害児（者）リハビリテーション料
- ・集団コミュニケーション療法料

### 【歯科診察料に関する事項】

- ・歯科治療総合医療管理料
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料

### 【入院時食事療養に関する事項】

- ・入院時食事療養（I）

## 入院時食事療養費に関する事項

管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

入院中、1食あたりの標準負担額は以下のとおりです。

区分		1食あたり標準負担額
一般		490円
	うち指定難病、小児慢性特定疾病児童等	280円
低所得者	過去1年間の入院期間90日以内	230円
	過去1年間の入院期間90日超	180円

## 明細書の発行に関する事項

当センターでは、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望される方は、窓口にてその旨をお申し出ください。

## 保険外負担に関する事項

当センターでは、山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等に基づき、使用料及び手数料を徴収しております。

主な内容は以下のとおりです。

区分	内 容		金 額	摘 要
文 書 料	診 断 書	普通（通常、一般的）	1 通につき 2,200 円	必要に応じて診察料 が加わる場合があります。 個別の診断書及び証 明書等の料金は「文 書料一覧表」にて掲 示いたします。
		詳細（細部の説明等が必要）	1 通につき 5,500 円	
		特殊（内容、様式等が異なる）	1 通につき 5,500 円	
	証 明 書	普通（通常、一般的）	1 通につき 1,320 円	
		詳細（細部の説明等が必要）	1 通につき 3,300 円	
上 記 以 外	診察券再発行手数料		1 回につき 260 円	
	損害保険会社等面談室使用料		1 回につき 5,500 円	面談室等の部屋を使用した場合
	各種予防接種		個別の予防接種料金は外来窓口にて別途掲示いたします。	
	診療用材料料		診療用材料の購入価格に相当する額に 1.1 を乗じて得た額	
	薬剤容器代（診療用材料料）			
		PP 容器 30ml	30 円	
		PP 容器 60ml	30 円	
		PP 容器 100ml	30 円	
		PP 容器 200ml	50 円	
		軟膏容器 プラ壺 A-2 号 (11ml)	20 円	
	軟膏容器 プラ壺 A-3 号 (22ml)	40 円		
	軟膏容器 プラ壺 A-5 号 (55ml)	50 円		

※ 院内処方により軟膏・シロップ等をお出しする患者さんから容器代を頂いております。

## オンライン資格確認（電子資格確認）に関する事項

当センターは、オンライン資格確認を導入している医療機関です。

- ・オンライン資格確認とは、健康保険証と紐づけされたマイナンバーカード（マイナ保険証）または健康保険証を使用して、医療機関に設置された専用端末よりオンラインで保険証の資格情報を確認することができる制度です。
- ・マイナ保険証を利用していただくと、他の医療機関で処方された薬剤情報や特定検診の情報をオンラインで確認することも可能です。診療に必要となる正確な情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めます。

## 医薬品の処方に関するお知らせ

### ○ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の一般名処方について

当センターでは、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

### ○ 院外処方箋で調剤薬局からお薬をもらう場合

処方箋使用期間：交付の日を含め4日以内に調剤薬局へ提出してください。

## 指定医療等のお知らせ

当センターでは、次の指定を受けております。

- ・ 指定自立支援医療機関
- ・ 小児慢性疾病指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 身体障害者福祉法第15条指定医

## 施設からのお知らせ（敷地内全面禁煙について）

当センターでは、屋内外を問わず「施設敷地内 全面禁煙」となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。